平成２３年（フ）第１８１号
徳島県徳島市出来島本町２丁目27番地の１401、旧住所徳島県徳島市南矢三町１丁目９番５　201号
債務者　松本　和英
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８７号
徳島県名西郡石井町石井字石井1451番地１
債務者　吉田　正靖
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９６号
徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の東21番地９メゾン北浜306
債務者　吉井　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９７号
徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の東21番地９メゾン北浜306
債務者　吉井由美子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２００号
徳島県徳島市八万町中津浦24番地の73
債務者　藤田　幸代
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０２号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字西勝地79番地　町営馬木団地２―24号
債務者　本地　玲子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０７号
徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字北川原36番地２
債務者　阿部　修代
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９号
香川県丸亀市垂水町899番地34
債務者　川上みち子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１０１号
香川県善通寺市与北町1191番地
債務者　岡部　貴之
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１０４号
香川県丸亀市土器町東６丁目12番地　メイプルタウン203号
債務者　白井　憲治
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１０５号
香川県丸亀市田村町1751番地１　エルディム城南203号
債務者　松野　妙子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３４８号
熊本市清水万石４丁目８番18―203号
債務者　柴田伊都子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２２号
北海道小樽市稲穂２丁目３番14号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１２８号
北海道小樽市緑１丁目19番10号　古川アパート、前住所北海道余市郡余市町栄町394番地56
債務者　山本　正雄
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１２５号
北海道苫小牧市大成町２丁目６番５号しらかばハイツ11号
債務者　大野　　愛（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２４号
青森県弘前市大字清水富田字寺沢27番地８
債務者　神　　とし
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１２５号
青森県弘前市大字堅田２丁目６番地９　スカイハイツ202号
債務者　中谷　宏明
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　青森地方裁判所弘前支部